

## 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### （１）通所介護の利用料

#### 【基本部分：通所介護費（通常規模型）】

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費		
		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金※(注2)参照	
			1割	2割
3時間以上 5時間未満	要介護1	3,800円	380円	760円
	要介護2	4,360円	436円	872円
	要介護3	4,930円	493円	986円
	要介護4	5,480円	548円	1,096円
	要介護5	6,050円	605円	1,210円
5時間以上 7時間未満	要介護1	5,720円	572円	1,144円
	要介護2	6,760円	676円	1,352円
	要介護3	7,800円	780円	1,560円
	要介護4	8,840円	884円	1,768円
	要介護5	9,880円	988円	1,976円
7時間以上 9時間未満	要介護1	6,560円	656円	1,312円
	要介護2	7,750円	775円	1,550円
	要介護3	8,980円	898円	1,796円
	要介護4	10,210円	1,021円	2,042円
	要介護5	11,440円	1,144円	2,288円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定され

た場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

(※) 上段は1割負担額。下段は2割負担額。

加算の種類	加算の要件	加算額 ※	
		基本利用料	利用者負担金
入浴介助加算	利用者の入浴介助を行った場合 (1日につき)	500円	50円
			100円
サービス提供体制 強化加算Ⅰイ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 ※(注3)	180円	18円
			36円
サービス提供体制 強化加算Ⅰロ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 ※(注3)	120円	12円
			24円
サービス提供体制 強化加算Ⅱ	(1回につき) ※加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ又は加算Ⅲのいずれか1つ を算定する。	60円	6円
			12円
サービス提供体制 強化加算Ⅲ		60円	6円
			12円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※(注3) ※加算Ⅰ～Ⅳのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 (基本部分+ 各種加算減算) の4.0%	左記額の1割
介護職員 処遇改善加算Ⅱ			左記額の2割

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

### 【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

(※) 上段は1割負担額。下段は2割負担額。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金

事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合 (1日につき)	940円	94円
			188円
送迎を行わない場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合 (片道につき)	470円	47円
			94円

## (2) 介護予防通所介護の利用料

### 【基本部分：介護予防通所介護費】

利用者の要介護度	介護予防通所介護費（1月につき）		
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照	
		1割	2割
要支援1	16,470円	1,647円	3,294円
要支援2	33,770円	3,377円	6,754円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

（※）上段は1割負担額。下段は2割負担額。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額		
		基本利用料	利用者負担金	
運動器機能向上加算	利用者へ個別的な機能訓練等の運動器機能向上サービスを行った場合（1月につき）	2,250円	225円	
			450円	
事業所評価加算	当該加算の算定基準に適合し、かつ、評価対象期間中、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合（1月につき）	1,200円	120円	
			240円	
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 ※（注3） (1月につき) ※加算Ⅰイ、加算Ⅰロ又は加算Ⅱのいずれ	720円	72円	
			144円	
		要支援2	1,440円	144円
				288円

サービス提供体制 強化加算Ⅰロ	れか1つを算定する。	要支援1	480円	48円
				96円
要支援2		960円	96円	
			192円	
サービス提供体制 強化加算Ⅱ	れか1つを算定する。	要支援1	240円	24円
				48円
要支援2		480円	48円	
			96円	
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※（注3） ※加算Ⅰ～Ⅳのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 （基本部分＋ 各種加算減算） の4.0%		左記額の1割
介護職員 処遇改善加算Ⅱ		1月の利用料金 （基本部分＋ 各種加算減算） の2.2%		

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

### 【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

（※）上段は1割負担額。下段は2割負担額。

減算の種類	減算の要件	減算額		
		基本利用料	利用者負担金	
事業所と同一建物に 居住する利用者への サービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合 （1月につき）	要支援1	3,760円	376円
			752円	752円
		要支援2	7,520円	752円
				1,504円

### （3）その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、延長料金をいただきます。
食費	食事の提供を受けた場合、1食につき630円（おやつ代50円を含む）の材料費等の実費をいただきます。

おむつ代	原則持込みです。足りない分のみ費用の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

#### （４）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防通所介護は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。